

大阪府 子どもの受動喫煙防止条例

平成30(2018)年12月施行

**子どもは社会の宝
未来への希望**



©2014 大阪府もずやん

～子どもを受動喫煙から守りましょう～

現在・将来の府民の健康で快適な生活のために

子どもたちは、自らの意思で 受動喫煙を避けることができません

住居、自動車、学校、通学路、公園、病院など、
子どもが利用するあらゆる場所で受動喫煙をさせないように努めましょう

みなさん！3つ約束してください



(約束その1)

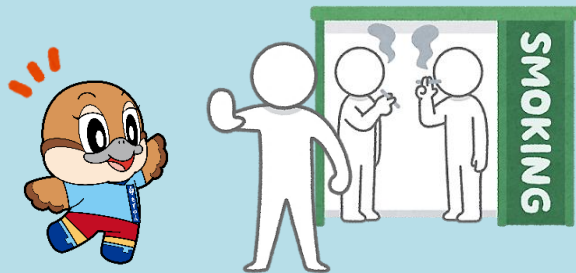
子どもの近くでは、吸わない・吸わせない



たばこを吸う人は周囲の状況に配慮してください
加熱式たばこも同様です

(約束その2)

たばこが吸えるところに子どもを
立ち入らせない



喫煙できるエリアに子どもを立ち入らせてはいけません。加熱式たばこ専用喫煙室も同様です。

(約束その3)

たばこの煙の健康への
悪影響を理解する

たばこの煙は、喫煙する人だけでなく周囲の人たちの健康にも悪影響を及ぼします。

子どもの受動喫煙は、
乳幼児突然死症候群
(SIDS)やぜんそくなど、
呼吸器疾患の原因にな
るという報告もあります



出典 喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書
(通称「たばこ白書」)

<問い合わせ先>

大阪府 健康医療部 健康推進室

健康づくり課 生活習慣病・がん対策グループ

電話06 (6944) 8173 (直通)

大阪府 子どもの受動喫煙防止 検索



©2014 大阪府もずやん